

議案第 1 2 号

訴えの提起について

次のように訴えを提起するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、市が行った差押債権に係る支払督促の申立てについて、督促異議の申立てがあったことにより、訴えの提起があったものとみなされることから、議会の議決を求めるものです。

1 相手方

愛知県 ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■
 ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■
 ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■

2 訴えの趣旨

(1) 相手方は、市に対し、金 886,000 円を支払え。

(2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の概要

市税の滞納者に対する滞納処分として、当該滞納者が相手方に対し有する給与債権の差押えを行い、相手方にその支払を求めたが相手方から支払がなかった。

そのため、令和 6 年 1 月 8 日に豊橋簡易裁判所へ支払督促の申立てを行ったところ、相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時点に遡って訴えの提起があったものとみなされたもの。

4 訴訟追行の方針

第 1 審の結果、必要がある場合は上訴する。